

接種費用の払い戻しについて

～対象の方が17歳となる年度から令和4年3月31日までに実費負担で接種した場合の払い戻しについて～(2価・4価ワクチンが対象です。9価ワクチンは対象外です。)

対象者

次の項目すべてに該当される方

・ 令和4年4月1日時点で坂町に住所登録があること

(接種時や現時点で坂町に住民登録があっても、令和4年4月1日時点で坂町以外に住民登録があった場合は、そちらの市町村へお問い合わせください。)

・ 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性

・ 16歳となる年度の末日まで(高校1年生相当)に、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種3回を完了していない方

・ 17歳となる年度(高校2年生相当)の初日から令和4年3月31日までに、子宮頸がんワクチンの任意接種を受け、実費を負担している方

必要書類等

① 被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し(健康保険証、運転免許証等)

(任意接種日時点から姓が変わっている場合は、旧姓が確認できるもの(運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し等))

② 申請者と被接種者が異なる場合は、申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し(健康保険証、運転免許証等)

③ 医療機関が発行した予防接種費用の領収書等

④ 予防接種の記録が確認できる書類(母子健康手帳「予防接種の記録」、予防接種済証等)

⑤ 振込先の口座が確認できる物(通帳、キャッシュカード等)

※③または④の書類が提出できない場合は、「HPV 任意接種済証明書」の提出でこれらに代えることができますが、証明書発行に係る文書料については助成対象外です。証明書の用紙が必要な方は、坂町ホームページにある「子宮頸がん予防接種」から用紙をダウンロードするか、保険健康課へお申し出ください。

申請等

・ 申請窓口：役場1階 保険健康課

・ 窓口に必要な書類等をご持参の上、申請してください。

※払い戻しの金額は、医療機関に支払った金額と坂町の規定の上限額と比較し、より低額な金額です。(接種1回あたりの坂町の上限額 16,560円)

(例)・支払った金額	1回	15,000円		15,000円払い戻し
坂町の規定金額	1回	16,560円		

【お問い合わせ】保険健康課 082-820-1504

※第2,4土曜日は、8:30～12:30まで、開庁しております。